

届出の受理，事情聴取等に活用している。さらに，公の施設，ホテル，大学等の警察施設以外の相談会場の借上げも行っている（警察施設外の相談会場借上げ（国庫補助金）：26年度7百万円，27年度7百万円）。

(5) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

【施策番号103】

法務省においては，被疑者等の事件関係者と顔を合わせたくないという犯罪被害者等の心情への配慮と精神的負担の軽減のため，平成26年度に新営された検察庁2庁舎に被害者専用待合室を設置した。27年度中に建て替えが完了する見込みの検察庁4庁舎についても，同室を設置することとしており，それ以外の検察庁については，スペースの有無，設置場所等を勘案しつつ，今後も同室の設置について検討していく。

また，犯罪被害者等のための待合室には，犯罪被害者等の心情に配慮し，精神的負担の軽減を図るための備品を順次整備している。

犯罪被害者等のための待合室



提供：法務省

第3節 刑事手続への関与拡充への取組

① 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

(1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

【施策番号104】

警察庁においては，性犯罪の被害者が警察へ届け出ずに医療機関を受診した場合，後に警察に届出をするときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから，医師等が受診時にこれを採取するための資機材を5都道県の医療機関に試行整備している。

(2) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

【施策番号105】

検察庁においては，犯罪被害者等の希望に応じ，公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するとともに，冒頭陳述の内容を記載した書面等の交付を全国で実施している。

また，法務省・検察庁においては，それらについて，会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知徹底を図り，一層適正に運用されるよう努めている。

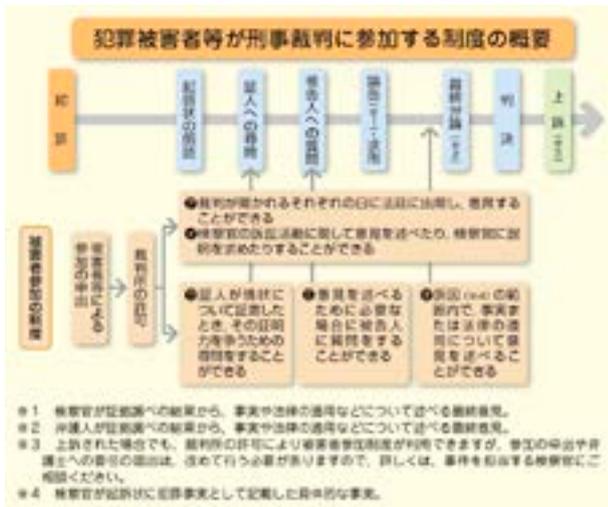
(3) 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討

【施策番号106】

第2次基本計画により，法務省においては，犯罪被害者等が被害者参加制度（裁判所から参加を許された犯罪被害者等が，原則として公判期日に出席できるとともに，一定の要件の下で証人の尋問や被告人に対する質問，意見の陳述ができる制度）を利用して裁判所に出廷する際の旅費等の負担を軽減するための制度の導入について検討を行い，2年以内を目途に結論を出し，必要な施策を実施することとされたところ，公判期日等に出席

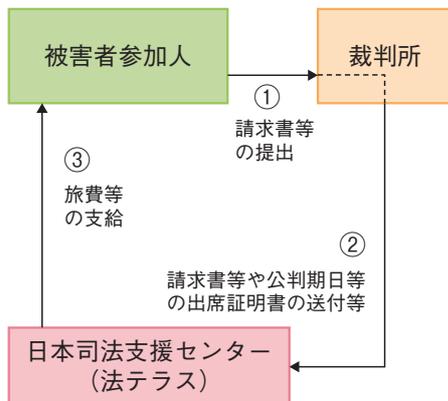
した被害者参加人が日本司法支援センターから旅費、日当及び宿泊料の支給を受けられるようにすることを内容とする、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成25年法律第33号）が平成25年6月成立し、同年12月1日から施行されており、法務省・検察庁・日本司法支援センターにおいては、その円滑な運用に取り組んでいる。26年4月1日から27年3月末日までに2,578件の請求があり、1,764万2,020円の支給を行った。

被害者参加制度



提供：法務省

被害者参加旅費等支給の流れ



提供：法務省

(4) 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討

【施策番号107】

第2次基本計画により、法務省においては、被害者参加人のための国選弁護制度における被害者参加人の資力要件の緩和について、被害者参加人の旅費と併せて検討を行うこととされたところ、被害者参加人の資力基準について、その算定の基礎となる必要生計費等を勘案すべき期間を3月間から6月間に伸張することにより、国の費用で被害者参加弁護士が選定される被害者参加人の範囲を拡大することを内容とする、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成25年法律第33号）が平成25年6月成立し、同年12月1日から施行されており、法務省・検察庁・日本司法支援センターにおいては、その円滑な運用に取り組んでいる。

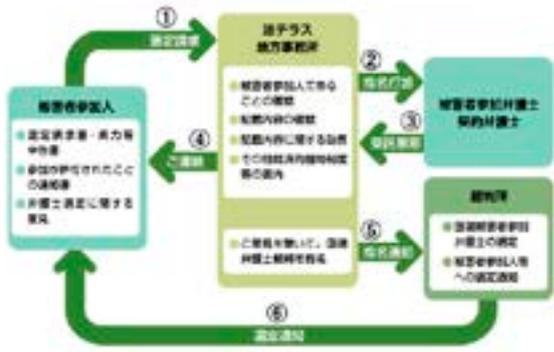
資力要件の緩和



転載：政府広報オンライン

被害者参加人のための国選弁護制度においては、日本司法支援センターは、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保のほか、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に指名通知するなどの業務を行っている。平成27年4月現在、被害者参加弁護士契約弁護士は4,122人となっており、26年4月1日から27年3月末日までの国選被害者参加弁護士の選定請求受付件数は451件572人であった。

国選被害者参加弁護士の選定の流れ



提供：法務省

日本司法支援センターによる支援

業 務	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度*
犯罪被害者支援業務							
国選被害者参加弁護士選定請求件数	29件 ※平成20年12月～	204件	231件	282件	302件	383件	451件
国選被害者参加弁護士選定請求者数	32人 ※平成20年12月～	238人	299人	351人	401人	463人	572人
被害者参加弁護士契約弁護士数	1,844人 平成21年4月現在	2,219人 平成22年4月現在	2,476人 平成23年4月現在	3,014人 平成24年4月現在	3,335人 平成25年4月現在	3,700人 平成26年4月現在	4,122人 平成27年4月現在

※平成26年度は、速報値である。

提供：法務省

(5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

【施策番号108】

検察庁においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」(P72【施策番号117】参照)等により、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件が係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨の周知を図っている。また、検察庁において、保管する訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録(いわゆる確定記録)の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性と一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較考慮して、その可否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めている。

犯罪被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例の延べ数は、平成26年1月から同年

12月までの間に、1,646件であった。

なお、不起訴記録は、非公開が原則であるが、交通事故に関する実況見分調書等の証拠については、裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に対し、開示することが相当と認められるときは、これに応じている。また、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、「事件の内容を知ること」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を開示し、弾力的な運用に努めている。さらに、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を開示している。

公判記録の閲覧・謄写状況

年次	記録の閲覧・謄写
平成22年	1,225
平成23年	1,311
平成24年	1,426
平成25年	1,486
平成26年	1,646

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数及び同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数の合計である。

提供：法務省

(6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

【施策番号109】

ア 法務省・検察庁においては、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、また、公判期日の設定に当たっても、犯罪被害者等の希望が裁判所に伝えられるよう、適切な形で、検察官が犯罪被害者等と十分な意思疎通を図ることを、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察官等への周知に努めている。

【施策番号110】

イ 上記【施策番号109】参照

(7) 国民に分かりやすい訴訟活動

【施策番号111】

検察庁においては、犯罪被害者等を含む傍聴者等にも手続の内容が理解できるように、難解な法律用語の使用はなるべく避けたり、プレゼンテーションソフト等を活用して視覚的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めている。

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号112】

P58【施策番号79】参照

(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

【施策番号113】

法務省・検察庁においては、検察官が上訴の可否を検討するに当たり、犯罪被害者等の意見を適切に聴取するよう、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知に努めている。

(10) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

【施策番号114】

法務省・検察庁においては、検察官に対し、会議や研修等の様々な機会を通じて、少年保護事件に関する意見の聴取の制度、少年審判の傍聴、記録の閲覧・謄写の制度、家庭裁判所が犯罪被害者等に対し少年審判の結果等を通知する制度の周知を図っており、検察官が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるように努めている。また、これらの制度等について解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、周知を図っている（P72【施策番号117】参照）。

「少年法等の一部を改正する法律」（平成12年）の実績

年次	意見聴取		記録の閲覧・謄写		審判結果などの通知	
	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数
平成22年	278	267	966	946	1,239	1,231
平成23年	384	370	1,083	1,075	1,213	1,207
平成24年	401	380	1,264	1,236	1,435	1,424
平成25年	339	325	1,261	1,234	1,440	1,438
平成26年	270	264	1,055	1,042	1,269	1,266

(注) 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。

提供：法務省

(11) 少年審判の傍聴制度の周知徹底

【施策番号115】

一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度や、犯罪被害者

等による記録の閲覧・謄写の制度について、法務省・検察庁においてはその周知を図っている（P71【施策番号114】参照）。

少年審判の傍聴の実施状況

年次	傍聴の対象となった事件数	傍聴を許可した事件数（人数）
平成22年	156	66（141）
平成23年	165	67（120）
平成24年	132	59（78）
平成25年	97	64（82）
平成26年	91	59（78）

（注）最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
提供：法務省

(12) 日本司法支援センターによる支援
【施策番号116】

日本司法支援センターにおいては、国民への制度周知・広報の取組として、国民にとって見やすく、かつ分かりやすい表現を心掛けた犯罪被害者支援業務リーフレット（改訂版）、Q&Aリーフレット（「犯罪被害者支援Q&A」）、「ドメスティックバイオレンス（DV）」等の各種広報物（同センターホームページ「刊行物」：http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kankoubutsu/）の発行、地方公共団体等に依頼して広報物を窓口に備え置いてもらう、各団体の機関紙に同センターの紹介記事を掲載してもらうなど、関係機関・団体を通じた地道な広報活動を進めているほか、全国各地でテレビや新聞等のマスメディアを利用した広報を展開している。

(13) 刑事の手續等に関する情報提供の充実
【施策番号117】

ア 法務省においては、被害者参加制度や少年審判の傍聴制度など、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、検察庁において犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしているほか、各種イベントで配布するなどしている。また、同パン

フレットは、法務省及び検察庁ホームページへも掲載している。

その他、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を作成しこれを全国の検察庁に配布して、犯罪被害者等に対する説明に利用しているほか、法務省ホームページ（YouTube 法務省チャンネル）で配信している。

- ・法務省ホームページ：「犯罪被害者の方々へ」http://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1.html
- ・法務省チャンネル：DVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」<http://www.youtube.com/watch?v=IXmgyAoEM9E>

犯罪被害者の方々へ



提供：法務省

警察庁においては、「被害者の手引」の内容を充実させている（P87【施策番号170】参照）。